

意見書：新規ダムは基本方針のなかで選択肢になりうるか についての問題点整理

武庫川流域委員会 松本 誠委員長殿

2006 年 7 月 30 日 委員 奥西一夫

河川整備基本方針の中で新規ダムをどのように書くかについて、委員の間で、また県当局との間で意見が分かれています。総合治水 WT と流域委員会で明らかにしておかねばならないと思う問題点を私なりに整理しました。これらについては、県から明確な説明がないことが第一のネックになっていると思いますが、必要な説明を県に求めると共に、総合治水 WT における討議結果をなるべく conclusive な形で流域委員会に報告する必要があると思いますので、意見書として提出します。

1．環境影響評価（または検討）について

県当局は当初、ゼロベースになったから武庫川ダムについての検討は行っていないとして、平成 12 年以後におこなった環境影響評価資料を提出してきませんでした。ところがある時期から環境影響についての検討抜きに「新規ダム」を治水対策の選択肢として採用すべきだと主張し始めました。この主張は流域住民の間でも流域委員会の中でも様々な解釈がなされ、人によっては、環境問題がクリアされたから県は新規ダムを提案しているのだ、とか、治水の必要度と環境に対する要請を具体的に秤にかけて、治水の必要度が上回るから新規ダムが提案されているのだと考えているようですが、私に言わせれば、いずれも根拠のないものです。それで以下の事項についてクリアすることが是非必要と考えます。

県当局は、平成 12 年以来環境影響評価をして来なかった理由として、ゼロベースとなったので、国とも協議して、環境評価をしなかったと説明しています。ところが新聞報道によると、平成 17 年度（？）の国の予算に武庫川のダムについての調査費を県が要求したが国は予算案の中に入れなかったため調査がされないことになった由です。県当局の言う「協議」はそれ以前のことでしょうか？また、なぜ調査費を要求したのか、それを拒否されて県は態度を変えたのか、変えなかったのか、またそれと「協議」との関係は、等々、不透明なことが多すぎます。

「ゼロベース」というのは、（１）環境影響評価審査会の答申を受けた知事意見で「ダム建設に伴う環境影響について検討を行うだけでなく、今後の流域の治水のあり方も含め、事業計画を総合的な観点から検討すること」としていることと、（２）それを受けて河川管理者としての県知事がダム建設を凍結したことの２つの意味合いを持っています。県当局の「ゼロベースだから環境影響評価をしてこなかった」という説明がそのうちの（１）を指しているのならば明らかに自己矛盾ですから、（２）を指しているとしか考えられません。そして、県当局が新規ダムを提案しているのは凍結を解除しようとの提案に他ならないので、そのためには（１）に示されていることを実行しなければなりません。なぜそれ（環境影響について検討を行う）を実行しないのか、納得できる説明が必要だし、流域委員会としても納得できるのか否かを明らかにする必要があります。

前項と重複するかも知れませんが、県当局は環境影響評価審査会答申が示した上記条件をクリアして新規ダムを提案しているのか、それを無視して新規ダムを選択肢に含めることを提案しているのか、明らかにする必要があり、また流域委員会はそれについて判断する必要があります。そうでなければ、流域委員会は発足に際して知事から受けた諮問を無視することになります。

2．新規ダムの治水効果について

流域委員会は県当局から示された新規ダムの治水効果の計算を了承していますが、その計算の前提となる事項については県当局から説明を受けていませんので、了承したとは言えません。その「前提」について浮上している問題点は土砂堆積の問題です。新規ダムの環境影響に関する検討資料の説明の中で、県当局は「大洪水の時には湛水域で土砂堆積が起こる可能性があるが、小洪水でフラッシュされるので問題ない」旨を主張していますが、複数の委員から指摘されているとおり、土砂堆積は不可避であるし、「小洪水でフラッシュされる」という根拠は薄弱で、上記説明は希望的観測以上のものではないと言わざるを得ません。そして、湛水域に土砂が堆積すると、水位 - 湛水面積関係が変化するので、ダムの放流特性が変わり、これは調整不可能なので、新規ダムの治水効果は県の試算通りにはなりません。またダム近傍の土砂堆積は放流口の流量に影響するので、別の形で新規ダムの治水効果を大きく変化させます。この点を明確にしないまま、新規ダムを基本方針の中の選択肢に挙げることはできないと考えます。

私は「湛水域内の河岸堆積物の安定性については、植生被覆のない崖錐堆積物についてしか検討されておらず、それ以外については洪水時に崩壊してダムの洪水調節を妨げるし、事前に除去すると環境影響が深刻になる」と指摘しましたが、県当局の明確な回答はありません。

流域委員の中からは、この点を明確にした上で新規ダムを支持する意見はまだ出ていないと思います。県当局は問題点を明確にしないまま繰り返しそのような主張をしていますが、県当局も県職員も流域委員会の委員ではないことを指摘しておきます。このままでは、流域委員会の外から出され、委員の誰からも提案されていない根拠の不明確な案が委員会の提言の中に含まれるという、奇妙な事態になりかねません。

3．新規ダムの環境影響について

県当局は「新規ダム建設による環境への影響検討」（第44回流域委員会資料5-5）で現在までに県が検討した結果を報告しました。しかし、WTや流域委員会で出された委員からの反論に対して第45回流域委員会資料4-3で答えているものの、反論のすべてに答えておらず、内容的にも極めて不明解なものです。少なくとも「基本方針や整備計画の中で新規ダムを選択肢とするか否か」と言う問題に関連して、環境影響が明らかになったとは到底言えない状況です。そこで、私が理解する範囲で問題点を具体的に列挙します。これらの問題点を明確にした上で、流域委員会で採択された「武庫川水系に暮らす生き物およびその生息環境の持続に関する原則」（第42回流域委員会資料2-12参照）に照らして新規ダムの環境影響をどのように評価するか、委員会としての見解をできるだけconclusiveな形で纏める必要があります。

土砂堆積の環境影響について

県当局も一時的な土砂堆積の可能性は認めています。複数の委員から大量の土砂堆積を予測する意見が出ています。そして土砂堆積は必然的に河岸堆積を含みますし、河岸堆積が武庫川渓谷の貴重種植物に致命的な影響をもたらすことは、試験湛水の影響に関する県の報告からも容易に類推されます。

新規ダム施工中の環境影響について

県当局の見解は要するに、「環境影響がなるべく少ないように施工するので、重大な影響はない」というもので、具体的な施工計画を例示することもしていません。それに対して多くの委員から、具体例を挙げて重大な影響が起こるといふ予測が示されています。これについて、再度県からの意見表明があれば、それを含めて、流域委員会としての見解を表明すべきだと思います。

試験湛水中の環境影響について

淡水が長期におよぶことの重大性が焦点になると思いますが、県当局の提案は実現可能性が担保されないような試験湛水の期間短縮に期待して環境影響が軽微であると述べているかのごときですが、多くの側面から期間短縮が不可能であるとの指摘が委員からなされています。起こりうる影響についての議論も必要かも知れませんが、県当局も期間を短縮しない限り重大な環境影響が起こることは認めており、第一に、期間短縮がどこまで可能か、流域委員会としての見解が求められます。

運用期間中の環境影響について

長期間の環境影響と、洪水時の水理状況に依存するような環境影響に大別できるかと思えます。前者については私の専門範囲外なので、具体的に言及できませんが、多くの重大な問題が「今後詳しく調査する、あるいはモニタリングして評価する必要がある」という段階に留まっており、現時点で重大な環境影響がないとの判断ができるかどうか、流域委員会としての見解が求められます。後者については、水理学的な予測は現時点で可能であり、詰めるべき所は詰めて、上記の流域委員会としての見解に含める必要があります。

4．総合治水における環境影響について

第42回流域委員会で、資料2-12「武庫川水系に暮らす生き物およびその生息環境の持続に関する原則の提案」によって提案された原則は流域委員会で確認されたものと考えますが、新規ダムを選択肢に入れるにせよ、入れないにせよ、総合治水における環境影響はこの原則に照らして評価・検討すべきです。

流域委員会の多数意見は、「新規ダム」は上の原則と合致することを確認できないが、他の総合治水方策は基本的に上の原則に一致する、と言うもので、私も同意見です。県当局の主張は治水上の要請があれば環境保全については思考停止せよというものと判断せざるを得ません。そうではないというのであれば、新規ダムの環境影響検討結果の説明において、治水上の要請との対比がなされているべきです。しかし、そういう形での説明は一切ありません。委員の中には、新規ダムの治水効果が大きく、環境上の問題が深刻でなければ、新規ダムを選択肢に入れるべきだとの意見があります。もしその前提が正しければ全委員が賛成するでしょうが、私の意見では治水効果は疑問であり、環境上の影響について新たな解明はなく、環境影響評価審査会の答申を受けたゼロベース決定を覆すべき状況にはなっていない、と言うべきだと思います。また、新規ダムの環境影響は他の総合治水方策の環境影響よりも小さいから新規ダムを選択すべきだという意見もあります。しかし、環境影響について具体的な評価をした上での意見ではないように見受けられ、また過去の工実でも現在の県当局案でも新規ダムと抱き合わせになっている河床掘削の影響を許容できないものとしているなど、混乱も感じられます。流域委員会としては、県当局の見解も含め、少数意見の根拠となっている環境影響の見方について、きちんとした検証をする必要があります。

また新聞ではあたかもゼロベース決定が消えたような前提で新規ダムについて県当局と流域委員の多数意見が対立しているように報道され、かなりの影響力を及ぼしているように思われます。ゼロベース決定は流域委員会に対する知事諮問の出発点であり、流域委員会の出発点でもあることは明らかであり、流域委員会として、この点を再確認する必要があると思います。